

第2号様式

令和2年度第1回・第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和2年10月26日(月) 15:00～16:30 法務省共用会議室3(大臣官房施設課旧入札室) 令和2年10月28日(水) 13:30～15:00 金沢工業大学・東京事務所 令和2年10月30日(金) 13:30～15:00 工学院大学	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	第1回 令和元年12月1日から令和2年3月31日まで	
抽出案件	総件数 242件	(備考)
工 一 般 競 争	125件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	88件	
簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式	2件	
業 一 般 競 争	16件	
簡 易 公 募 型 競 争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	10件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

開催日時及び場所	同上	
委員	同上	
審議対象期間	第2回 令和2年4月1日から令和2年7月31日まで	
抽出案件	総件数 221件	(備考)
工 一 般 競 争	161件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	27件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
業 一 般 競 争	23件	
簡易公募型競争	2件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	8件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第1回及び第2回の合同審議とし、持ち回り開催とした。

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>2 業務の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>3 応札者が一者であった契約について 意見・質問なし</p>	
<p>4 指名停止の運用状況について 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故について、ペナルティを避けるための元請業者による事故隠しの可能性はないのか。</p> <p>4月以降、不正又は不誠実な行為に該当する案件のうち、低入札価格調査後の積算誤りによる辞退が増えたとのことであるが、何件あったのか。</p> <p>低入札価格調査後の辞退の場合、指名停止となる可能性があることについては、入札説明書に明記してあるのか。</p>	<p>当省の場合、小さな事故についても報告があり、事故隠しの可能性はないものと認識している。</p> <p>不正又は不誠実な行為に該当する案件計8件のうち、当省の工事において積算誤りによる辞退を理由とする指名停止が4件あった。</p> <p>明記して周知している。</p>
<p>5 その他 4月以降、新型コロナウイルス感染症による発注手続への影響はあったのか。</p> <p>直近の入札の状況はどうか。</p>	<p>大きな影響はなかったというのが実情である。</p> <p>緊急事態宣言を踏まえて、入札等のスケジュールを延期した案件もあったが、手続中の大半の案件については、入札参加業者に確認の上、当初の予定どおり進めることができた。</p> <p>工事及び設計業務ともに、入札参加業者が増えている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、民間の設備投資が少なくなってい</p>

るとの情報もあり、その分、公共工事等に関する業者の関心が高くなったためと考えられる。

6 工事抽出案件について

(1) 小倉拘置支所庁舎等新営（建築） 工事〔第1回〕

法務省の収容施設で立体駐車場が整備された工事の先例はあるのか。

入札参加が認められた2者のうち1者が辞退しているが、その理由は何か。

結果として、1者応札となっているが、落札率（約94パーセント）を勘案すると、特段の問題はなかった案件といえる。

(2) 令和元年度東京出入国在留管理局 外国人共生センター入居準備工事 〔第1回〕

四谷駅前の再開発地域に建設された民間ビルへ入居するための工事であるが、再開発事業による制限があるため、随意契約となったものか。

国の施設が入居するフロアの工事や維持・管理について、結果として一般の業者による競争が制約されることについても検討されたのか。

(3) 令和元年度函館少年刑務所職員宿 舎改修等工事（第2期）〔第2回〕

建替による新営工事とはならなか

小倉拘置支所は、都市部にある施設であり、駐車場不足を解消するため、立体駐車場を整備するものである。

立体駐車場を設計し、具体的な収容施設において整備するのは、小倉拘置支所が初めての工事である。

配置予定技術者の確保ができなかったとのことである。

そのとおりである。

工事等については、再開発事業に係る特定目的会社等としか契約できないという制限がある。

民間ビルへの入居については、国有財産の活用に係る関係各省と検討・協議を経た上で、国の施設として利用することが認められたものである。

昭和59年築の職員宿舎であるが、

ったのか。

構造等に問題がない建物については、より長期間使用できるようにするため、内部の改修工事で対応している。

改修内容は、定型的なものか。

和室の洋室化や水回りの配管・器機等の交換を含めた全般的な改修であるが、定型的な内容である。

落札業者は、地元の会社か。

落札業者を含めて、入札に参加した5者は全て地元の函館市内の会社であった。

7 業務抽出案件について

(1) 令和2年度大阪刑務所丸の内拘置支所等耐震改修実施設計業務 [第2回]

耐震改修の実実施設計業務を合計13件発注するに当たり、競争参加資格が同じ案件について、複数件をひとまとめにして発注する一括審査方式を採用して入札公告等を行ったものである。

他の省庁でも実施されている方式であるが、参加状況はどうか。

耐震改修の対象となる施設の所在を踏まえて、一定の地域ごとにグループ分けを行い実施したこともあり、多くの業者から参加申請があった。

一括審査方式のメリットは何か。

参加申請をする業者としては、案件ごとに何回も申請する必要がなくなることで、発注する当省としても競争参加資格の審査等を何度も行うことなく効率化できることがメリットである。

6者の入札参加が認められたところ、結局は1者応札となった理由は何か。

技術提案書の提出前に2者が辞退し、さらに入札前に2者が辞退しているが、管理技術者の確保が困難となったためと思われる。

最終的には、残った2者のうちの1者が直前に開札した耐震改修の実実施設計業務を落札したため、管理技術者の

他の耐震改修案件の開札結果が出るにつれて、応札者が減っていくということか。

(2) 令和2年度金沢刑務所第3棟等耐震改修実施設計業務〔第2回〕

今回のように合計13件の耐震改修案件を発注する場合、管理技術者の手持ち件数要件を踏まえると、開札する順番によっては、業者が落札したい案件を落札できなくなるというデメリットが生じないか。

本案件では、予定価格を超えた金額を入札した業者が多いが、その理由は何か。

落札業者の入札金額が相当に低いが、低入札価格調査の対象となったのか。

発注した13件は、全て落札されているのか。

手持ち件数が上限の3件となり、本案件に係る入札が無効となったことから、1者応札となったものである。

入札説明書において、管理技術者の手持ち業務の件数が3件に達した場合は、その後の案件の入札を無効とする取扱いとしたため、応札者が減っていく結果となった。

先程(1)の案件で説明した地域性によるグループ分けのほか、想定される業務量についても同じくらいの案件を一括して発注したことから、開札する順番によるデメリットは生じなかったと思われる。

耐震改修の対象となる施設の棟数や耐震改修の方法に関する業者の想定が異なっているため、それらの差違が実施設計業務の主要な経費である人件費・労務費の算定に反映されたことなどが、入札金額に影響していると考えられる。

低入札価格調査の対象となった案件であるが、調査した上で落札決定した業者であり、問題なく業務が履行されている。

全て落札となっている。

13件のうち、2件まで落札した業者はいるが、手持ち業務の最大件数である3件まで落札した業者はなかった。

なお、各入札においては、当省の設計業務を受注した実績のない業者の参加・落札もあったところであり、結果

として、入札に参加する業者の裾野が広がったといえる。